

中田中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 生徒理解と環境づくり

- ・ いじめ対策委員会を定期的開催し(年間を通して週1回)、情報交換と共通理解を図るとともに、問題解決に向けて、チームで対応します。
- ・ いじめに関する校内研修を行い、教職員の生徒理解と問題解決に向けたスキルアップを目指します。
- ・ 「悩みアンケート調査」を実施し、実態把握に努め、結果を基に生徒全員へ定期的な個人面談を行います。
- ・ 生徒への声かけを大切に、随時面談を行います。

② 自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。
- ・ 「いのちの教育講演会」等、いのちと向き合い、いのちの大切さについて真剣に考える機会を設けます。
- ・ 人権擁護週間「ホテルのともしび週間」を実施し、人権作文や標語を作成したり、夢の実現に向かって努力する人物を取り上げ、道徳の授業を行ったりするなど、自分の生き方を見つめる取組を行います。

○ 生徒が主体となる取組の充実

- ・ 生徒会でスローガンを掲げ、いじめ防止、いじめ根絶に向けた意識の高揚を図ります。
- ・ 生徒会が、「いじめゼロ」活動を企画し、標語やポスターを掲示します。
- ・ あったか言葉(感謝、励まし、ねぎらい、称賛等)運動を実施します。
- ・ 地域清掃活動や資源回収等のボランティア活動を行い、地域との交流を盛んにする中で、自己有用感や自己肯定感を育みます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ P T Aや学校評議員会、保護司会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めます。また、P T Aの協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・ 校区の小学校へ出向き、P T A、自治会及び婦人会とともに、あいさつ運動を実施し、心の交流を進めます。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・ 授業の開始時刻を守るとともに、授業担当者が早めに教室に行き、生徒の様子を観察します。また、休み時間や昼休み、放課後に、各学年で担当を決めて校舎内を巡回し、生徒の様子を観察します。
- ・ 毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

② アンケート調査

- ・ 「迷惑、悩み調査」を学期に1度行い、実態把握と問題の早期発見に努めます。
- ・ 「生活振り返りカード」や「人権チェックカード」を各学級で適時活用し、自己評価を通して、意識の高揚を図ります。

③ 教育相談

- ・ 生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。(年3回)
- ・ 生徒の希望、保護者の要請を受け、随時面談を行います。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。
また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 生徒の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・ 生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・ 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努めます。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ◎ 校内委員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ◎ 外部の委員（※事案により、協力を要請する。）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・ 児童（生徒）や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・ いじめや、いじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・ いじめ事案の調査と対応。

4 年間計画

月	行事（学校・生徒会）	生徒理解と教育相談	いじめ防止等	家庭・地域との連携
4	始業式・入学式 身体計測・健康診断 中教研学力調査 仕方集会 生徒会長選挙 写生大会 生徒総会	クラス写真 生徒個人票 生徒名簿作成 知能検査（1年） 部活動入部相談指導 部結成	いじめ対策委員会 ※ 年間を通して、週に1回 校内研修 ※ 情報交換と共通理解	街頭補導 交通安全運動 PTA総会 授業参観
5	運動会団結成 修学旅行 宿泊学習 終日校外学習 運動会 市民体育大会	進路調査（3年）	いじめ対策委員会 校内研修（共通理解）	祭礼についての指導 資源回収 家庭訪問

6	衣替え 中間考査 壮行会 地区選手権大会 期末考査	服装点検 悩み調査・全員面接 中高連絡会	いじめ対策委員会 校内研修（共通理解） 悩みアンケート調査 全員面接 互見授業週間 いじめ防止運動月間	家庭訪問 部活動参観日 さわやか運動
7	ホテルのともしび週間 終業式 県選手権大会 サマークリーナー I	保護者との面談 夏休みのしおり発行 小中連絡会	いじめ対策委員会 校内研修（1学期の取組 の点検、評価） ホテルのともしび週間 （人権作文・標語）	資源回収 保護者会 街頭補導
8	夏季連 サマークリーナー II	個別指導	校内研修（共通理解）	街頭補導
9	始業式 身体計測 14歳の挑戦 地区新人大会		いじめ対策委員会 校内研修（共通理解）	交通安全運動 かかし祭
10	衣替え 県中学校駅伝 県選抜大会 生徒会長選挙 中間考査 学校祭 合唱コンクール 学級討議 市運動部リーダー研	服装点検	いじめ対策委員会 校内研修（共通理解） いじめ防止運動月間	さわやか運動 祭礼についての指導 授業参観
11	生徒総会 中教研学力調査 県選抜大会 期末考査	悩み調査・全員面接 小中連絡会	いじめ対策委員会 校内研修（共通理解） 悩みアンケート調査 全員面接 互見授業週間	中田地区文化祭 PTAブロック研修会 資源回収
12	終業式	保護者との面談 冬休みのしおり発行	いじめ対策委員会 校内研修（2学期の取組 の点検、評価）	保護者会 街頭補導 校区保護司会
1	始業式 書初大会 身体計測 寒稽古		いじめ対策委員会 校内研修（共通理解）	3学年保護者会
2	私立高校入試 市英単コンテスト 新入生説明会 県立推薦入試 期末考査	悩み調査 進路調査 小中連絡会	いじめ対策委員会 校内研修（共通理解） 悩みアンケート調査 全員面接	授業参観
3	卒業ランチ 県立一般入試 卒業証書授与式 修了式	春休みのしおり発行 小中連絡会	いじめ対策委員会 校内研修（1年間の取組 の点検、評価）	街頭補導

5 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。